

総務大臣  
武田良太殿

統計委員会委員長  
北村行伸

諮問第145号の答申  
作物統計調査の変更について

本委員会は、諮問第145号による作物統計調査（令和3年産以降に係る調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和2年12月14日付け2統計第1555号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「作物統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 調査の一部中止

本申請では、作物に重大な被害が発生したと認められる場合に、農林水産省地方農政局等の職員が、実測を中心とする調査方法（以下「実測調査」という。）により行っている被害応急調査（以下「被害調査」という。）について、同省が収集・保有している「農林水産業被害報告」（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第51条第1項の規定に基づいて収集している行政記録情報。以下「被害報告」という。）<sup>(注)</sup>で代替することにより、被害調査を中止する計画である。

(注) 「農林水産業被害報告書取りまとめ要領について」（昭和48年5月21日付け48総第382号農林事務次官依命通知）に基づき、災害発生後、都道府県から農林水産省に対して、農林水産業全般にわたる作物・産物や関係施設等の被害状況が報告されている。集計・公表された結果については、いわゆる「業務統計」として位置付けられる。

これについては、

- ① これまで、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の適用判断や、地方交付税のうち特別交付税の算定に用いる資料として、被害調査で把握した被害面積、被害量等の情報が活用されているところ、被害報告においても、引き続き、これら利活用に必要な情報が把握でき、被害報告による代替後も支障がないことが確認されていること、
- ② 加えて、被害調査では、災害規模に応じて四半期又は1年ごとに公表を行っている一方、被害報告では、災害の都度、短期間で把握・集計を行っており、より迅速に情報提供がなされること、
- ③ また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）において「各府省は、引き続き、統計調査の企画に当たって、行政記録情報等の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図る」とされている方向性に沿うものであること、
- ④ そして、調査事務の負担軽減にも資することから、当該変更は適当である。

## イ 調査方法の変更

本調査では、水稻の作付け後、その生育状況から当年の収穫状況を予測するため、作柄概況調査を7月15日現在、8月15日現在及びもみ数確定期（9月）の3時点で行っている。このうち、8月15日現在の遅場地帯<sup>（注1）</sup>（徳島県等の早期栽培等を行っている地域を除く。）における作柄の良否<sup>（注2）</sup>については、調査の効率化を図るため、令和2年産の調査から、実測調査に代えて、気象データ及び人工衛星データ（降水量、地表面温度、日射量等）を利用した予測手法により推計している。

本申請では、表1のとおり、7月15日現在の調査（以下「7月調査」という。）及び8月15日現在の調査（以下「8月調査」という。）のうち早場地帯における作柄の良否についても、実測調査から予測手法に変更する計画である。<sup>（注3）</sup>

（注1）水稻の8月15日時点の出穂済み面積の割合が、平年ベースで約8割以上を占める19道県を早場地帯、それ以外の28都府県を遅場地帯という。

（注2）調査基準日時点における10アール当たりの予想収量の平年比について、「良」（対平年比106%以上）、「やや良」（同105~102%）、「平年並み」（同101~99%）、「やや不良」（同98~95%）、「不良」（同94%以下）の階級区分により公表している。

（注3）8月調査の遅場地帯のうち、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の5県において早期栽培等を行っている地域については、普通栽培と比べて生育が進んでいることから、引き続き実測調査を行う。

表 1 水稻の作柄概況調査の調査方法の変更案

区 分			現 在	変更案
7月調査	徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 <sup>(注)</sup>		実測調査	予測手法
8月調査	早場地帯（19道県）		実測調査	予測手法
	遅場地帯 （28都府県）	徳島県、高知県、宮崎 県、鹿児島県、沖縄県	早期栽培等 <sup>(注)</sup>	実測調査
			普通栽培	予測手法
	早場地帯及び上記5県を除く都府県		予測手法	予測手法
もみ数確定期（9月）	全都道府県		実測調査	

(注) 早期栽培等の調査対象県は、8月中旬頃までに刈取りが終了する早期栽培の面積割合がおおむね3割以上を占める徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県並びに二期作栽培のうちの第一期稲の沖縄県としており、7月調査においては、これら5県の早期栽培等のみ対象としている。

これについては、

- ① 本調査に係る諮問第135号の答申（令和2年1月24日付け統計委第1号。以下「令和2年答申」という。）における今後の課題（以下の【参考】及び後記2イを参照）を踏まえて、現時点で活用できる技術及び予測手法の適用可能範囲を検討した上で、既に導入している予測手法の適用範囲を拡大し、調査事務の負担軽減を図るものであること、
  - ② 7月調査及び8月調査については、収穫時期までの間に発生し得る病害虫の発生や天候不順などの不確定要素もある中、予測結果を実数値として公表するのではなく、平年比の階級区分を文字情報として公表しているものであり、必要以上のコストや労力をかけて、厳密な結果を求める必要がないこと、
  - ③ 予測手法については、これまでの実測手法と比較した結果においても、当該階級区分を越えてしまうような支障はなく、当年の収穫状況に係る暫定的な予想値として必要な精度が確保されていること
- から、適当である。

【参考】令和2年答申における「今後の課題」（抄）

水稻の作柄概況調査において、気象データ及び人工衛星データのみを利用して、遅場地帯における作柄予測を行う新たな調査手法を導入する計画とされているが、十分な精度確保を前提とした上で、人工衛星データや小型無人機（ドローン）などの先進技術の活用による本調査の効率化等の可能性について、引き続き検討することが必要である。

(注) 下線は事務局において付したのもの

ウ 調査期日及び公表時期の変更

(ア) 水稻に関する調査の調査期日及び公表時期の一部変更

- a 本調査のうち、水稻については、作付けから収穫に至るまで、作付面積調査、作柄概況調査、予想収穫量調査及び収穫量調査が実施されており、特に、予想収穫量調査（10月15日現在で実施）の調査結果は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）の必須資料として活用されている。

基本指針は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条第1項に基づいて毎年定められている農業施策上の最重要指針であり、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会（食糧部会）において、毎年11月中下旬に策定・公表され、生産者等において、次年の生産方針を検討する際の重要な基礎資料として活用されてきた。今般、農林水産省では、需要に応じた米穀の生産・販売の更なる推進を図るため、基本指針の策定、公表時期を10月中旬に早めることとしている。（注）

（注）生産者、集荷業者・団体等は、基本指針により示された主食用米の全国の需給見通し等を踏まえ、水田の有効活用を図るため飼料用米、麦、大豆等の生産拡大の推進等、需要に応じた生産・販売に取り組んでいる。例えば麦の播種準備は10月から始まる所、基本指針の策定時期を10月中旬に早めることで、生産者においては、基本指針を踏まえた稲作経営のスケジュール等と合わせて麦の作付けの判断に利用できることとなる。

b 本申請では、本調査結果の最も重要な利活用である基本指針の策定時期の変更に伴い、最適な時点で調査結果の提供が行えるよう、表2のとおり、9月の作柄概況調査を中心に調査期日及び公表時期を変更する計画である（変更前後の取扱いについて時系列に整理したものについて、別紙の図1を参照）。

表2 調査期日及び公表時期の変更案

調査名	調査期日		公表時期	
	現行	変更案	現行	変更案
作付面積調査	7月15日（変更なし）		総数：9月下旬 子実用 <sup>(注1)</sup> ：10月下旬	<b>総数：10月上旬</b> <b>子実用<sup>(注1)</sup>：11月上旬</b>
作柄概況調査 （もみ数確定期（9月））	例年9月15日 <sup>(注2)</sup>	<b>9月25日</b>	9月下旬	<b>10月上旬</b>
予想収穫量調査	10月15日	<b>10月25日</b>	10月下旬	<b>11月上旬</b>

（注1）作付面積調査の「子実（しじつ）用」とは、主に食用に供することを意味する。調査時点において、生育途中で青刈りした面積（飼料用米等を含む。）を除いた面積を指す。

（注2）調査計画上、調査期日は「統計部長が別に定めるもみ数確定期」とされているが、具体的には、農林水産省の「水稻の作柄に関する委員会」において水稻の出穂状況等を踏まえ、決定されている。例年、おおむね9月15日時点とされてきた。

c このうち、各種調査に係る期日の変更自体については、次の①～④に記載のとおり、重要な利活用に対応するために必要な調整であり、また、他の利活用においても支障が生じるものではないことから、おおむね適当である。

- ① 9月25日現在で調査を行うことについては、基本指針の策定に当たり、直近で、より確度の高い情報を把握・提供できるよう、調査期日及び公表時期を変更するものであること。
- ② 10月25日現在の調査については、基本指針の策定後に台風等の天候不順、病害虫の大規模発生等による大きな作柄の変動があった場合、基本指針を変更する必要があるため、引き続き実施の必要性があるものであり、9月25日現在の調査から一定の間隔を空ける観点から、調査期日及び公表時期を変更するものであること。

- ③ 作柄概況調査及び予想収穫量調査は、いずれも作付け後の各時点において、当年の最終的な収穫量を予想することを目的として行われるものであって、収穫量調査の結果が公表されれば、その役割を終えるものであり、特定時点の予想のみを時系列比較するような利活用を想定しているものでもなく、調査期日を変更することにより利活用上の支障が生じるものではないこと。
- ④ 作付面積調査の公表時期については、9月及び10月における予想収穫量を求めるに当たり、作付面積が計算上必須の情報であり、これまでも作況に関する公表資料の中で一体的に公表されていることや、米の用途（主食用、飼料用、加工用）の変更状況を基本指針に反映するため、9月以降の公表と合わせた方が望ましいこと（注1）から、これまで同様、9月及び10月の作況に関する調査結果と一体的に公表するよう変更するものであること。（注2）

（注1）米の用途は、需給状況の変化により、作付け時に想定していた用途から変更されることがあり、用途別の作付面積にも影響が生じる。近年は当年の9月まで用途変更が認められているところ、当該変更状況も踏まえて基本指針における主食用米の需給を定めることとしている。

（注2）作付面積調査の調査期日については、田畑の耕地面積の調査を同時に行っており、水稻のみの調査を分離することは事務負担の大幅な増加となるため、変更されない。

d ただし、

- ① 以下の図のとおり、7月から9月にかけて行われる作柄概況調査のうち、7月調査及び8月調査については、収穫まで期間がある中、病虫害等の不確定要素による影響が大きいことから、作柄の良否について、複数の階級区分による文字情報として公表する一方、9月に行う調査については、収穫が近い時期であることから、全国ベースの予想値を数値情報として公表しており、公表内容として、10月の予想収穫量調査と近い実態となっていること、
- ② 基本指針の策定には、従来から予想収穫量調査の結果が活用されており、基本指針と予想収穫量調査はセットで考えることが適当であることから、今回の変更による9月25日現在の調査の取扱いについては、別紙の図1のように、「作柄概況調査の調査時期を繰り下げる」のではなく、図2のように、「基本指針の前倒しに連動して、予想収穫量調査についても前倒しで追加実施するものであり、従前行われてきた9月の作柄概況調査は、事実上、そこに吸収される」と整理することが合理的と考えられる。

したがって、今回の変更による9月25日現在の調査については、作柄概況調査ではなく、予想収穫量調査として位置付けることが望ましいことを指摘する。

図 水稲に関する各調査の公表事項等（現状）

区分	調査時期	主な公表事項	地域	今後の対応
作況調査	作柄概況調査	7月	作柄の良否(文字情報・注1) 西南暖地(早期栽培等)のみ	予測手法に移行
		8月	作柄の良否(文字情報・注1) 10アール当たり予想収量 西南暖地(早期栽培等)のみ	
		9月	10アール当たり予想収量(注2) 全国	
	予想収量調査	10月	10アール当たり予想収量 予想収量(注3) 全国	実測調査を継続
		収穫量調査	11月	

(注1) 前記イの(注2)を参照

(注2) 「作付面積」(青刈り面積を含む総数)を併せて公表

(注3) 「作付面積」(子実用:青刈り面積を除いた面積)を併せて公表

(注4) 10月に公表した「作付面積」に「10アール当たり収量」を乗じて「収穫量」を計算・公表

(イ) 麦類及び春植えばれいしょの公表時期の変更

- a 本申請では、表3のとおり、麦類及び春植えばれいしょについて、作付面積調査及び収穫量調査の概要結果の公表時期を変更する計画である。

表3 公表時期(概要結果)の変更案

作物	調査名	調査票番号	(参考)調査時期	公表時期	
				現行	変更案
麦類	作付面積調査	様式第5号	収穫期	9月下旬	11月下旬
	収穫量調査			11月下旬	
春植えばれいしょ	作付面積調査	様式第9号	収穫期	都府県:12月上旬 北海道:翌年2月上旬	翌年2月上旬
	収穫量調査				

- b このうち、麦類については、作付面積調査及び収穫量調査を収穫期に実施しているところ、令和2年産調査から、作付面積調査を収穫量調査に先んじて公表することとなった。このため、報告者においては、収穫期の期間中に作付面積調査に関する情報について、先行して報告する必要が生じ、結果として、比較的短い期間の中で2回報告する負担が生じている。加えて、先行して回答した作付面積についても、収穫量を報告する際に、実際に集荷できた面積の修正報告を要する場合が生じている。

また、先行公表している作付面積調査の結果については、参考値以上に具体的な利活用は見られず、先行公表する必要性は乏しい。

以上から、報告者の負担軽減及び利活用の実態の観点から、作付面積調査及び収穫量調査の公表時期を同時期とし、結果として、報告者からの回答を1回に集約することは、適当である。

c また、春植えばれいしょについては、作付面積調査及び収穫量調査を同時期に公表しているところ、作付地の相違による収穫・出荷時期の違いから、地域別に公表時期を分けてきた。

しかし、当該調査結果については、農業共済金支払いのための損害査定に利用されているところ、近年の北海道以外の都府県における共済加入戸数の大幅な減少（平成14年：1,574戸→平成29年：141戸）や、北海道分の収穫量が全国の収穫量の約8割を占め、当年の需給の大勢を決めている現状を踏まえると、都府県分を先行して公表する必要性は乏しく、全国の公表を一括して行うことは、適当である。

## エ 調査対象の変更

### (ア) 甘味資源作物の調査対象の変更

本申請では、甘味資源作物のうち、てんさいの調査対象を製糖会社から、業界団体である日本ビート糖業協会に変更し、一括して情報の提供を求める計画である。

これについては、業界団体における情報の保有状況を踏まえた変更であり、調査の効率化及び報告者の負担軽減に資することから、適当である。

### (イ) みかん、りんご及び茶の調査対象地域の範囲の変更

本調査のうち一部の調査対象作物の作付面積調査及び収穫量調査については、6年ごとに全国調査を行い、その中間年においては、一定の要件を満たす主な都道府県（以下「主産県」という。）<sup>(注1)</sup>を対象とする「主産県調査」として実施している。

本申請では、みかん、りんご及び茶に係る当該要件のうち、表4のとおり、「果実需給安定対策事業」及び「強い農業・担い手づくり総合支援交付金による茶に係る事業」を除外する計画である。

(注1) 栽培面積が全国上位を占める都道府県のほか、各事業の推進・達成状況を検証するため、特定事業を実施する都道府県も含まれている。

表4 調査対象地域（主産県の区域）の変更案

作物	現行	変更案
みかん、りんご	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県</li> <li>果樹共済事業を実施する都道府県</li> <li><b>果実需給安定対策事業を実施する都道府県</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県</li> <li>果樹共済事業を実施する都道府県</li> </ul>
茶	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県</li> <li>畑作物共済事業を実施する都道府県</li> <li><b>強い農業・担い手づくり総合支援交付金による茶に係る事業を実施する都道府県</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県</li> <li>畑作物共済事業を実施する都道府県</li> </ul>

これについては、当該事業の廃止及び利用実績の低下<sup>(注2)</sup>を踏まえたものであり、当該事業を要件から除外した後においても、①りんご及びみかんにおいては、その他の要件により引き続き調査対象地域に含まれることから、主産県調査における全国推計への影響がないこと、②茶においては、栽培面積等が小さいことから全国推計への影響は極めて小さいことから、適当である。

(注2) 果実需給安定対策事業は、需給を安定させるために、果実の生産が需要を大幅に上回った場合における摘果や加工用への流用に対する支援事業であるが、令和2年度をもって廃止される。

また、強い農業・担い手づくり総合支援交付金による茶に係る事業は、主に生産基盤の整備に対する支援事業であるが、現状、おおむね整備が進んでおり、平成30年度以降の利用実績はほとんどない。

## オ 集計事項の変更

本申請では、集計事項について、

- ① 被害調査の中止により、集計事項から削除
- ② 作柄概況調査について、予測手法により推計される部分を集計事項から削除
- ③ 果樹収穫量調査の「集出荷団体取扱数量」について利活用の低下を踏まえて集計の取りやめ

を計画している。

このうち、①及び②については、それぞれ前記(1)及び(2)の変更に伴うものであり、また、③については、利活用状況を踏まえたものであることから適当である。

ただし、①～③のほか、前記ウ(ア)のとおり、9月の作柄概況調査について予想収穫量調査として位置付けることに伴い、関連する集計事項について変更を行う必要があることを指摘する。

## 2 過去の答申における今後の課題への対応状況について

### ア 「諮問第93号の答申 作物統計調査の変更について」(平成28年11月18日付け統計委第8号)及び公的統計基本計画における今後の課題への対応状況について

本調査については、平成29年産の調査から一部の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査の全国調査<sup>(注)</sup>の実施間隔が拡大された。これに伴い、主産県調査に基づく全国推定値の公表頻度が増加することで、主産県と非主産県の作付面積等の増減率に差が生じる可能性が考えられることを考慮し、諮問第93号の答申(以下「平成28年答申」という。)において、推定値の精度を一層高める観点から、主産県調査年における全国値の推定方法について検証・検討するよう指摘されている。

また、公的統計基本計画においても、平成28年答申を踏まえ、全国調査を実施した作物から順次、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を行い、主産県と非主産県の動向が著しく異なる場合には、他の推計方法の検討など推定値の精度向上を図るよう指摘されている。

(注) 本調査のうち一部の作物については、従前から、一定の周期で全国調査により全国値を調査し、その中間年においては主産県調査(作付面積が全国の作付総面積の80パーセントを占めるまでの上位都道府県等を対象とする調査)により主産県値を調査するとともに、当該主産県値に基づき全国値を推計している。



当該課題について、農林水産省は、平成28年答申以降、全国調査を実施した作物から順に、現行の推計方法（主産県の増減率を用いた推計方法）と、追加的な検証方法（直近2回の全国調査における非主産県の増減率を用いた推計方法）との比較検証を行っているが、これまでの検証結果においては、現行の推計方法による支障等は生じていない。しかしながら、現時点で全国調査の実施年に至っていない作物もあることから、引き続き、当該作物についても、全国調査の実施後に比較検証を行う必要がある。

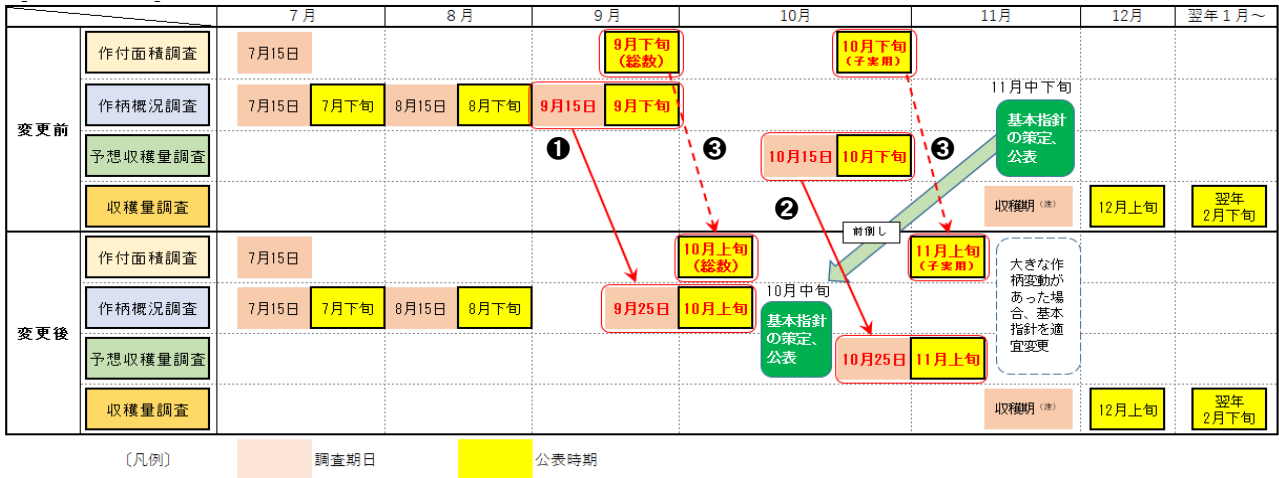
#### イ 令和2年答申における今後の課題への対応状況について

本調査については、令和2年答申において、水稻の作柄概況調査について、十分な精度確保を前提とした上で、人工衛星データや小型無人機（ドローン）などの先進技術の活用による本調査の効率化等の可能性について、引き続き検討することが指摘されている。

これについては、前記1（2）イのとおり、調査の目的や現状の技術精度を踏まえて適用可能な範囲を検討した上で、作柄概況調査の7月調査及び8月調査の早場地帯に係る作柄の良否について、現行の予測手法を拡大適用することとしており、適当である。

別紙

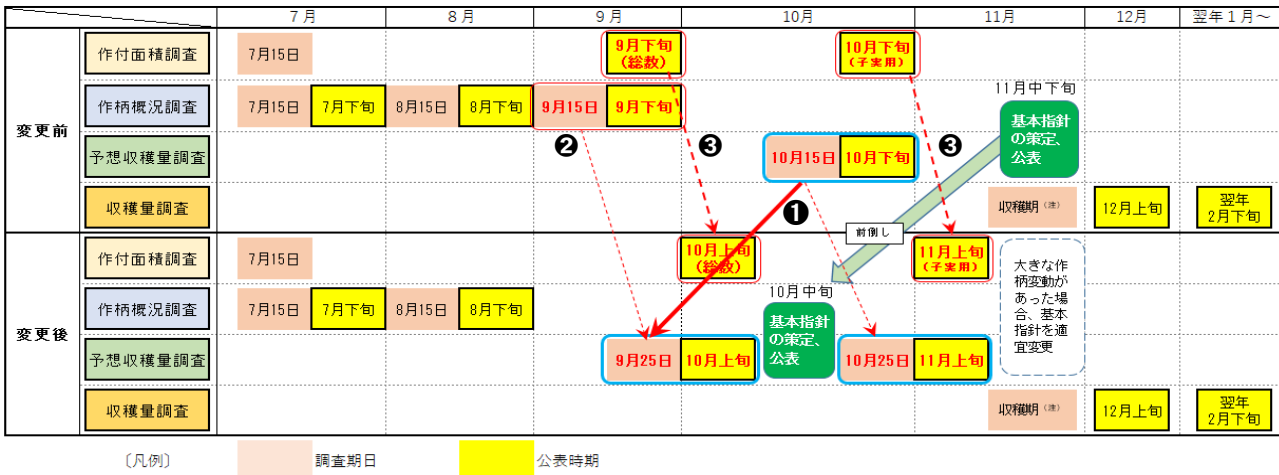
図1 各調査の実施の流れと変更内容（申請時の考え方）



(注) 収穫量調査の調査期日は、主な地域の収穫期を記載している。

- ① 基本指針の策定前倒しにより、利用できる最新の情報は「作柄概況調査（9月調査）」になる。そこで、基本指針の策定に、できるだけ最新の予想値を使えるようにするため、実施期日を9月25日に繰下げ
- ② 「作柄概況調査」の繰下げに伴い、実施間隔をあけるため、「予想収穫量調査」を10月25日現在に繰下げ
- ③ 作付面積のデータについては、これまでも作柄概況調査（9月調査）や予想収穫量調査（10月調査）の公表資料中で予想収穫量とセットで公表していたことから、①②に連動して公表を繰下げ

図2 各調査の実施の流れと変更内容（統計委員会の修正意見）



(注) 収穫量調査の調査期日は、主な地域の収穫期を記載している。

- ① これまで基本指針の基礎資料として予想収穫量調査の結果を利用していたことを踏まえ、基本指針の策定前倒しに伴い、予想収穫量調査についても、これまでより早く、かつ、基本指針に最も近い時期のデータを提供するため、9月25日現在の調査を新たに実施するとともに、実施間隔をあけた上で、引き続き10月にも実施（10月25日現在）
- ② 作柄概況調査（9月15日）が、従前から、数値情報として予想収穫量を集計・公表するものであったことから、9月25日現在の予想収穫量調査に吸収
- ③ 作付面積のデータについては、これまでも作柄概況調査（9月調査）や予想収穫量調査（10月調査）による予想収穫量とセットで公表していたことから、①②に連動して公表を繰下げ